調査報告書抜粋

録音データの改ざんの有無について

本調査では、録音データにつき、特に鑑定や検証を行っていないが、聞く限りでは特段音声に不審な点はなく、録音データを精査するも、音声が途中で不自然に途切れているような箇所も見受けられない。会話を録音するに至る経緯、公開するに至る経緯ともに不合理な点はなく、泉田氏が改ざんをしてまで星野氏を追い落そうとする合理的な理由は見受けられない。一方で、本件に関する録音データ外での星野氏の発言には変遷や事実に反する点もあり、信用性に疑問がある。録音データの改ざんはなかったものと判断した。

・録音データ全体を通しての「必要経費」の意味

泉田氏にした「必要経費」の話の意味について、星野氏は、政党活動費のような"適法な経費"の話だと主張し、一方で泉田氏の受け止めは「裏金」であり、両者の主張は真っ向から対立する。

会話の中に出てくる「領収書」が、政治資金収支報告書に政党支部や政治家個人間などの 金銭のやりとりを正しく記載して公開するという、「表の金」としての処理を前提に、金銭の 授受の日付や金額を正確に証拠化しておく、という「領収書本来の用途」に用いるものとは 限らない。

一方で、泉田氏の事務所スタッフへのヒアリングや、収支報告書などからは、"泉田氏が本来払うべきなのに支払ってくれていない必要かつ適法な経費"が2・3千万円もあるとは解し得ない。

また、星野氏の「今日の話は誰も知らない」との切り出しで会話を秘匿しようとする発言から始まり、最初の核心部分における、「選挙始まってからなんて撒く馬鹿いない」、「いちいち警察に報告してやるわけじゃねんだから」といった発言、泉田氏の「違法行為にならないようにしないといけないので」との発言に対する、「言葉の問題」、「そんなもの気にしてる候補者なんか一人もいない」といった言動、当時の対立候補である米山氏が、適法とはいえないような「お金」を、かなり積極的に、星野氏に差し出してきているかのように述べる言動(米山氏のヒアリングの結果からは、そのような事実は認められない)、寄附の期限の話に対する反応、「だーれにも、言っちゃならないこれは。この話は。」等の発言、井口一郎氏に撒くことについての発言、適法な寄附、寄附の期限の話をする泉田氏に対しての「いや、そういう、またそれとはまた違うんだよなぁ。それとはまた違うんだよ。俺の言ってる意味はね」等の発言、広島での買収事件の話に対しての、「だから、そんなこと言ったら、キリがねぇか

ら。えぇ。そんな話は表面の話なんだ。ええ。絶対だめだよ!っていうのは当たり前。裏はそういうもん。みんなそういう世界なんだから。」との言動など、録音データ全体に渡って、 星野氏の主張と矛盾し、泉田氏の主張と整合する星野氏の言動が繰り返されている。

さらに録音データ外での星野氏の供述の信用性なども考慮すると、録音データにおける「必要経費」の話は、政党活動費のような"適法な経費"の話だとの星野氏の主張を認めることはできず、泉田氏の受け止めである「裏金」、すなわち、違法かつ不透明な金銭の話と判断せざるを得ない。

・泉田氏の言動に対する評価

泉田氏の言動については、録音データ、およびヒアリング等で確認する限りにおいて、問題が見受けられない。

泉田氏が星野氏との会話を録音するに至る経緯については、星野氏に対して強い警戒心を持つ理由があり、録音することに合理性がある。Twitter 投稿、会見、そして録音データを公開するという、通常とはやや異なるプロセスでの問題公開に至る経緯についても、自民党等に対応が見込めないことや、マスコミに事実を明らかにしても取り上げられない可能性が高いことから、やむを得ずした行為であり、経緯に不合理な点はなく、不正・不当な目的も見受けられない。

そして録音データからは、9月4日、裏金の話を警戒しながらも、星野氏に呼び出されて、 やむを得ず星野氏の自宅に行った泉田氏が、実際に裏金の話と受け止め得る話を切り出され たところ、「違法行為にならないようにしないといけない」と言ったり、寄附の期限の話をし たり、広島での買収事件の話をしたりして、何度も違法行為を勧誘する星野氏をかわそうと しているやりとりが明らかになっており、その内容は適切な対応として褒められこそすれ、 泉田氏が非難されるべき言動は見当たらない。

結局、本件に関する言動、対応において、泉田氏に何ら問題はないものと思われる。

・県連の対応など

自民党新潟県連は現在、外部弁護士による調査結果が取りまとめられた場合には、改めて 適切かつ厳正な処分をすべきである。一方で泉田氏に対しては、これまでの県連の本件への 対応が適切とは言い難いものであったため、星野氏の言動に対して適切に対応した泉田氏が、 かえって不利益を被りかねない状況になっていることを踏まえ、泉田氏が本件を直接、間接 の理由として不利益を被ることのないよう十分に配慮し、適切な対応を行うべきである。